

## 農林水産局所管工事における配置技術者の専任等違反及び一括下請け事例の対応方針について

### 1 基本的な考え方

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により配置技術者の専任が求められる工事について、監督段階における施工体制のチェック、「施工体制等立入り点検の実施」及び中間検査において、専任等及び一括下請の実態を把握（以下「専任等の把握」という。）した結果、監理（主任）技術者が不適正又は一括下請の疑義が認められる場合は、次の方針により厳正に対応するものとする。

### 2 専任等の違反事例

#### （1）措置請求書の発行

- ① 発注機関の長（工事を執行する地方機関の長又は事業主管課の長を総称する。以下同じ。）は、専任等の把握において違反項目があり、次に該当する場合は、認定後1週間以内に、違反項目及び是正に係る請求事項を明記した建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第12条に規定する措置請求書（以下「措置請求書」という。）により、当該工事を施工している請負業者（以下「当該施工業者」という。）に通知する。
  - ア 隠蔽、虚偽の届出等悪質な違反と認められるとき
  - イ その他違反項目の速やかな是正が困難と認められるとき
- ② 前号に規定する場合を除き、違反項目の速やかな是正が可能と認められる場合は、発注機関の長は、総括監督員に対して1週間以内に再度の把握作業を行うことを指示するものとする。
- ③ 発注機関の長は、再度の専任等の把握において、1項目以上違反がある場合（1回目の専任等の把握における違反項目と同一でない場合も含む。）は、1週間以内に、違反項目及び是正に係る請求事項を明記した措置請求書により当該施工業者に通知する。
- ④ 第2号の規定による再度の専任等の把握において違反項目が是正されたと認められる場合は、通常の専任等の把握作業に戻るものとする。
- ⑤ 中間検査又は施工体制等立入り点検において専任等の違反が確認されたら速やかに違反項目及び是正に係る請求事項を明記した措置請求書により当該施工業者に通知する。

#### （2）工事の一時中止及び指名の取扱い

- ① 工事の一時中止  
発注機関の長は、措置請求書を発行した場合は、是正が確認されるまでの間、約款第20条第2項に基づき工事の施工を一時中止させるものとし、速やかに「工事一時中止通知書」により、当該施工業者に中止の内容を通知するものとする。
- ② 報告  
発注機関の長は、措置請求書を発行した場合は、別紙様式1により事業主管課の長を経由して農林水産局長（農林整備管理課）に報告するものとする。
- ③ 指名の取扱い  
措置請求を行った発注機関の長は、「建設工事指名業者等選定要綱5条5項の選定基準に係る

留意事項」の適用において、第2項に規定する「不誠実な行為の有無」第1号の(1)に該当するものとして取扱い、是正が確認できるまでの間は当該施工業者を新たに指名しないものとする。

(3) 措置請求書を発行した後の取扱い

① 措置請求書発行後の把握

当該施工業者から是正措置通知書が提出された場合は、発注機関の長は、速やかに総括監督員に把握作業を指示し、又は必要により「施工体制等立入点検」を行うものとする。

② 工事中止の解除及び報告

前号に規定する把握作業等において、違反項目が是正されたと認められる場合は、発注機関の長は、速やかに前項で措置している工事の中止及び指名における措置を解除し、別紙様式2により事業主管課長を経由して農林水産局長（農林整備管理課）に報告するものとする。

(4) 指名除外該当事由の報告

発注機関の長は、措置請求書の発行後、10日以内に当該施工業者から措置決定通知書が提出されないとき及び前項第1号による把握等で、違反項目の是正が認められないときは、速やかに建設業者等指名除外要綱第6項の規定により知事（建設産業課）に報告するものとする。

(5) 契約解除の検討

発注機関の長は、措置請求を行った後、是正の見込みがないと認めるときは、必要に応じ、農林水産局長（本庁主管課、農林整備管理課）と協議のうえ、契約の解除を検討するものとする。

(6) 措置請求事例の取りまとめ等農林水産局長（農林整備管理課）は、措置請求書の発行状況を一定期間毎に取りまとめて知事（建設産業課）に報告するものとする。

3 一括下請の違反事例の取扱いについて

(1) 発注機関の長は、施工体制立入点検（様式-1、2）を農林水産局長（農林整備管理課）に実施毎に報告するものとする。

(2) (1)の報告において、発注機関の長が一括下請の疑義があると認めた場合は、農林整備管理課は、事業主管課と協議するものとする。

(3) 事業主管課長は必要な調査を発注機関の長に依頼するものとする。

4 許可行政庁に対する通知

農林水産局長（事業主管課）は、一括下請の疑義が認められる場合等建設業法の規定に違反すると疑うに足る事実がある場合は、建設産業課を経由して、許可行政庁（広島県知事許可の場合は建設産業課）に通知するものとする。

5 検査及び工事成績評定

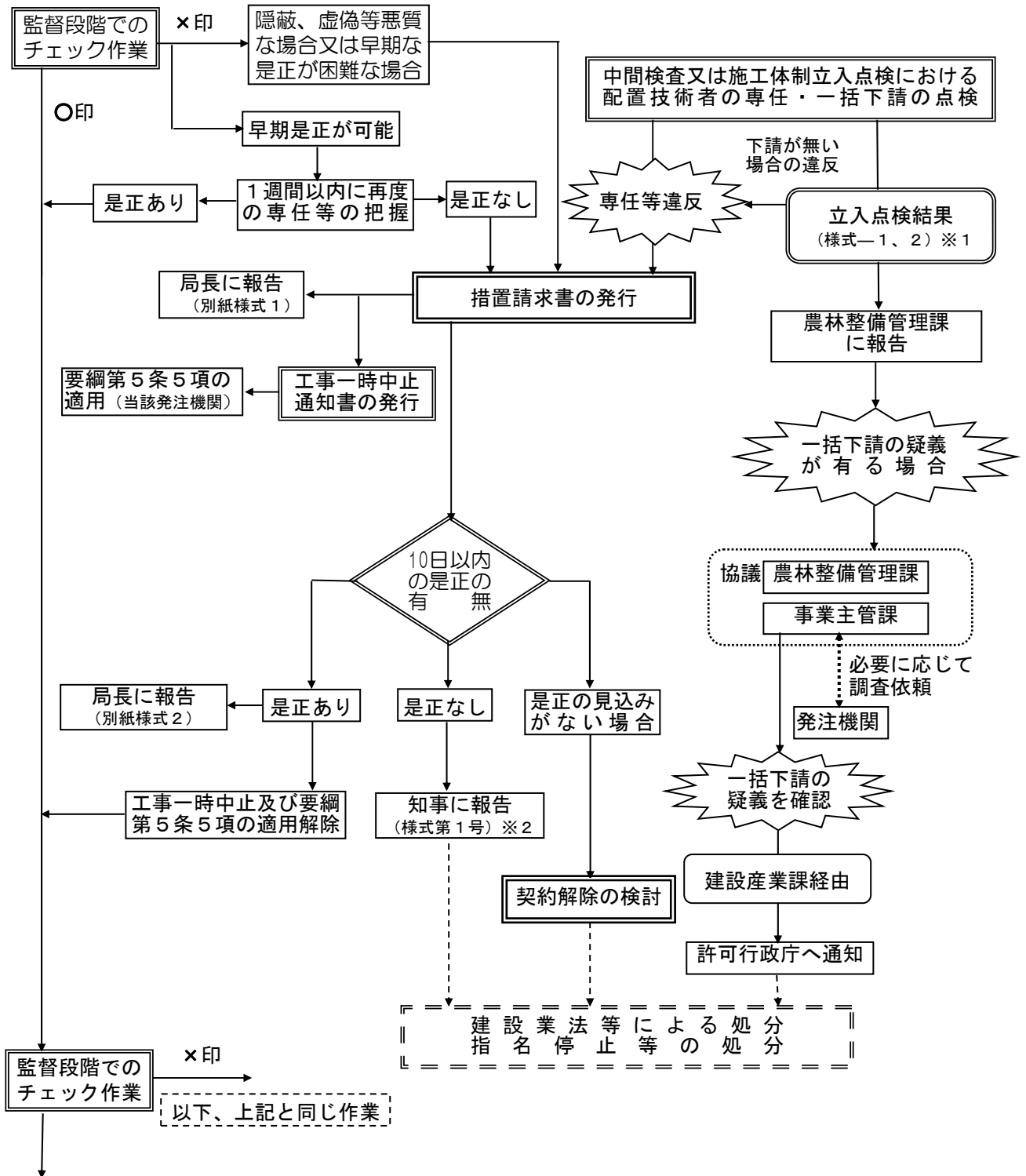
(1) 検査

監督員は、検査時において、違反項目の状況等を検査員に通知しなければならない。

(2) 工事成績評定

検査員は、前号の内容を工事成績評定の考査項目に反映させるものとする。

# 技術者の専任及び一括下請等違反事例の対応フロー図



## 【凡例】

×印：チェックリストに1項目でも不適正な事項があった場合。

○印：チェックリストに不適正な事項がない場合。

※1：施行体制等立ち入り点検の実施について

※2：建設業者指名除外要綱に基づく報告書及び通知書の様式について